

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 09

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

芸術の秋！ 建築は芸術！ いまや貴重な左官屋さん！

近年では建設業が主ではない企業様より許可申請の依頼が急増中です。

なかには現場にでない社長さんや、女性経営者さまも。記事を書く私は、初めて聞いた時、さかん？盛んな工事？突貫工事だと誤解していました。



左官（さかん、しゃかん）とは、塗り壁のプロフェッショナルです。

とても歴史のある施工で、土工事と称された時代を含めると縄文時代までさかのぼります。木造住宅を建て、いわゆる建て方が終わった後、

大工さんにお任せすると木の壁を、左官屋さんにお任せすると土の壁を造ります。

私のおばあちゃんの家もザラザラでキラキラとした粒がはいていました。

あ、あれね！！なんとなくおわかり頂けたでしょうか（笑）??

塗り壁といえば、あのこんにやくの様な妖怪キャラクターを思いうかべる方もいらっしやると思いますが、とんでもはっぷんです。色はいろいろ、形も自由自在、材質より肌質という表現が正しいかもしれません。あの、有名な長八は彫刻家ではなく左官職人だったそうです。

材料は、ハウスシック症候群になりにくい、竹や藁や麻など天然素材。

ピークは高度経済成長期、当時の戸建住宅においては左官さんが要！！

浴槽のタイル、基礎工、ブロック積みなども左官さんが得意としていました。その後、工期短縮を理由に、コンクリート、クロス、塗装が主流になります。**手作りという言葉が魅力的なこの時代、近年では建築の枠を超え、土と水の芸術とたたえられ、高級料亭などのレリーフなどとして脚光を浴びています。**

木の彫刻よりもっと丸みと暖かさがある、左官職人の芸術、こて絵。

興味のある方は、9月の連休、静岡県伊豆の長八美術館へ足を運んではいかがでしょうか？



★運送業★

巡回指導結果我が社は何ランク???

2年に1度トラック協会の巡回指導員による巡回指導、この結果によってランク付けがあるのを知っていますか？評価はA～Fランクに分けられ、そのほとんどがAあるいはBランクですがC～Fランクが付く事業所もちろんあります。

その中で指摘項目として多いものが以下の通りです。

事業報告書及び事業実績報告書の提出
点呼の実施及びその記録、保存
乗務等の記録(運転日報)の作成・保存
乗務員に対する指導監督の実施及びその記録・保存
特定の運転者に対する適正診断の受診
定期点検の実施・記録簿の保存
運行管理者の所定の研修受講

なんだか我が社も指摘を受けたことがあるなあ・・・と思いついた事業所もあつたりして・・・そしてこのランクの中で**D評価がつき、3ヶ月以内に改善報告を行わない場合、定例会議にて巡回指導員は支局へ相談**します。**E評価がつき、3ヶ月以内に改善報告を行わない場合は支局へ定期通報**となります。なのでこのランクというのは非常に大事なポイントともなります。巡回指導終了時に巡回指導員は巡回時の結果報告や指摘事項をまとめて説明してくれるので確認しましょう。

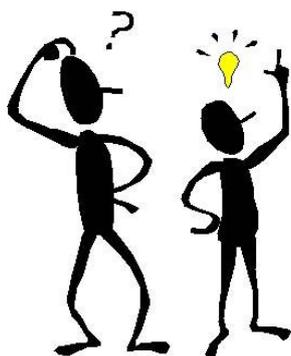
ちなみに・・・愛知県内で平成26年4～6月の間に巡回指導を行ったのは345事業所。その中でDEFに該当する事業所は**13**の事業所！

しかし、**巡回時に点呼や定期点検が全く行われていない、あるいは記録が保存されていない場合、運行管理者・整備管理者が全くいない場合は支局の監査課へ速報**となります。

巡回指導通知が送られてくると、困った顔をする人も・・・しかし巡回指導員は監査官とはまた違い、**運行管理や整備管理を行う上で困っていること、どうしたらいいかわからないことを教えてくれる方です。この機会にいろいろ質問しちゃいましょう！**また、多くの運送業者さんをみている方々です。**たくさんのヒントをもっている人でもありますよ～(o)/** (その前に

わからないことや困ったことがあればがあれば、すぐに牟田事務所まで連絡お待ちしておりますね☆巡回指導の立ち会いも行っています)

また、**社会保険・労働保険未加入(一部未加入を含む)を指摘された場合は定期的に支局へ報告**されます。大丈夫だとは思いますが、再度ご確認くださいね(*^。^*)



★産業廃棄物★



国交省 建廃「優良施設」認定制度（案）

国交省により次期リサイクル推進計画で、建設混合廃棄物や建設汚泥な

どの**再資源化率・縮減率が高い「優良」な処理施設の認定制度**が創設されます。

今後施設の処理実態を把握し「優良」の定義を定めた上で、該当する業者を公表。民間も含めた受発注者へ優良施設への搬出を促すほか、工事契約図書で搬出の優先実施を規定されます。

環境省の優良産廃処理業者認定制度とは異なる方法で、再資源化率の高い施設を評価する仕組みづくりを進められます。

産廃いろいろQ&A

Q. 自社のマニフェストや契約書に不備があっても、廃棄物処理を委託した会社が不適正な処理を行わない限り、罰則の対象にはならない？

A. **マニフェストや契約書の不備は直ちに罰則です！！**

廃棄物処理法で規定された罰則は、ほとんどが「**直罰**」といい、規準を遵守しないものに対して直ちに罰則をかけることができます。**マニフェストの保存義務違反容疑で、排出事業者が書類送検されたこともありました。**不法投棄などがあつたわけではなく、処理は終了していたのです。これまでマニフェストや契約書の不備は、不法投棄などの事件が発覚した後で初めて公になるケースがほとんどと思われがちですが、これらの制度の狙いは、制度の適切な運用を行うことで不法投棄などの事件を未然に防ぐことです。**不法投棄などが起こってしまったという「結果」だけでなく、マニフェストや契約書を適切に運用しているという「過程」も、いっそう厳しく問われるようになります。**

Q. 返品や期限切れで商品を廃棄する時、それが販売会社ではなく倉庫会社の管理下にある場合、排出事業者は誰？

A. **販売会社と倉庫会社どちらも排出事業者になる可能性があります。**

排出事業者を判断するポイントは「**誰の事業活動に伴って排出されたものか**」が大きなポイントになります。過去の判例を調べてみると、**建設工事で出た廃棄物をめぐって「当該産業廃棄物を排出する仕事を支配、管理している」者が排出事業者である**、という判決が出ています。

今回のケースでは・・・商品を処理会社に委託するのは倉庫会社ですが、倉庫会社が単に保管だけしている場合、廃棄の時期や量などを決めるのは全て荷主（販売会社）です。

よって、荷主が排出事業者と言えます。しかし、詰め替えや梱包などの作業を行っていてトラブルで製品を頻繁に廃棄したり、返品の検査をしたりする場合には、**廃棄する仕事を倉庫会社が「支配、管理している」とみなすこともできます。**いずれも、廃棄物の排出について

実質的に権限を持ちコントロールできる者、その廃棄物を実際に適正処理できる者が排出事業者になる、というのが基本的な考え方になります。もし荷主と販売会社、どちらも排出事業者になりそうな場合には、リスクを回避するために荷主が排出事業者だと認識しておいた方が良いでしょう。



★風俗営業★

従業員の本籍地確認廃止

風俗営業店の経営者に対し、従業員の本籍や国籍を記載した名簿を作るよう命じる内閣府令の条例について、警察庁は**廃止**することを決め、改正原案を公表しました。

警察庁保安課の担当者は「**人権やプライバシーに配慮した見直し**」と理由を説明。一般の意見を募り最終改正案をまとめ、**10月上旬に施行**される予定です。



現状、風営法は営業所ごとに従業員名簿を作成するよう義務付けている。風営法に基づく内閣府令では、性別や生年月日、再曜日に加え、本籍も必要と規程。違反者には100万円以下の罰金が科せられます。

パチンコ税（案） 浮上

パチンコやパチスロの換金時に課税する「パチンコ税」の創設案が浮上しています。法人実効税率引き下げに伴う税収減を補うため、**20兆円産業とも言われるパチンコ業界が目をつけられました。**

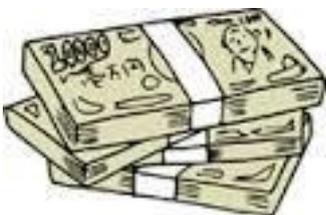


現行の風営法はパチンコを「遊技」と規定し、**店が景品として現金を提供したり、景品を買い取ったりすることを禁じています。**しかし実際には、客が獲得した出玉を特殊な景品と交換し、**店舗近くの景品交換所に持ち込んで換金するケースが大半。**事実上、賭博と変わりませんが「店と関係のない景品交換所が景品を買い取っている」という理屈で警察当局も黙認してきたところでは。

換金を課税対象にするには賭博性を法的に認める必要があり、「**パチンコ業法**」などの**新法制定か風営法改正によってパチンコ店内での換金を合法化**することが検討されています。

また、政府・与党が秋の臨時国会でカジノを中心とする統合型リゾート（IR）整備推進法案を成立させようとしていることもパチンコ税の追い風になるとみて、9月中に論点を整理する方針です。

ただ、警察庁は民間賭博の容認につながるとして換金の合法化に消極的。「**社会問題でもあるパチンコ依存を助長しかねない**」という批判は根強く、新たな課税そのものへの反発も予想されます。



もしこの税制が創設されれば、パチンコを楽しむ消費者ばかりかパチンコ屋さんにも大きな影響がありそうです。公安の取り扱いも大きく変わると思われます。